

序章 計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 見沼田圃の特徴

「見沼田圃」は首都圏という大消費地の中に位置する平地の大規模緑地空間です

本市の中央部に広がる面積約 1200ha の「見沼田圃」は、本市面積の約 5.5% を占める首都圏に残された貴重な平地の大規模緑地空間であり、たんぼや畑、雑木林、河川や見沼代用水など豊かな田園風景が残り、多様な野生生物の生息の場でもあるなど、市民の憩いの場、自然とのふれあいの場として貴重な空間となっています。東京から 20～30km 圏に位置し、鉄道駅からもアクセス利便性の高い位置にあります。

「見沼田圃」は貴重な農業生産の場であり、農村の歴史・文化の薫りが残る場所です

本市の中央部に広がる「見沼田圃」は、古くは東京湾とつながる入江でしたが、約 6000 年前を境に海が後退し、入江が東京湾と分離して無数の沼・湿地が生まれたのが始まりです。その後、江戸時代初期に徳川家光が伊奈半十郎忠治に命じて、農業用水を貯めるための八丁堤が築造され、灌漑用水池（見沼溜井）が完成しました。さらに江戸時代中期には、徳川吉宗による幕府の財政改革のため、井沢弥惣兵衛為永に新田開発が命じられ、見沼溜井が干拓されて、代わりに利根川から「見沼代用水」が引かれ、「見沼田圃」が生まれました。見沼田圃が開かれてから稲作を中心に農業が営まれ、戦後は食糧増産を支える貴重な農業生産の場となり、現在では首都圏という大消費地に隣接することを活かして、サトイモ、ヤツガシラ等の野菜や植木、苗木等を中心に作付けされているほか、ブルーベリー、梨、ぶどうなどの観光農園も立地しています。

また、見沼田圃及び周辺地域には、広大な見沼に鎮まる水神を祀った紀元前創建と伝えられる大宮氷川神社、かつての見沼代用水の舟運を支えた見沼通船堀などの多くの歴史・文化遺産、様々な民話・伝説・伝承・伝統行事などの農村文化が残っています。

「見沼田圃」は市民の憩い・レクリエーションの場としても利用されています

近年の見沼田圃は、多くの公園・緑地が整備されており、「見沼田圃の散歩みち」の複数の散策コースも設定され、多くの方が散策やレクリエーションを楽しんでいます。また、農業体験、自然体験、環境学習、歴史教育など様々な市民活動の場としても利用されています。



(2) 見沼田圃の問題点

「見沼田圃」では農地や緑地が減少し、荒れ地・耕作放棄地が増加しています

江戸時代から昭和初期までの長い間、見沼田圃は主に水田として維持されてきましたが、高度経済成長期に入ると、都市化の進展に合わせて開発圧力が高まり、一部で住宅や学校・道路など公共施設への土地利用転換が行われるようになりました。一方で、昭和33年(1958年)の狩野川台風で芝川下流域の市街地で浸水被害が発生した際に、見沼田圃の遊水機能が注目されたことにより、昭和40年(1965年)に宅地化は原則として認めないとする「見沼三原則」が埼玉県により制定され、主に治水上の観点から開発が抑制されてきました。

しかし、昭和45年(1970年)からの米の生産調整により水田の畑地への転換が進められました。さらに昭和55年(1980年)頃から現在に至るまで、経済活動の拡大や都市化の進展、営農環境の変化に伴い、農地や見沼田圃の周辺に残されていた斜面林などの緑地が減少し続けており、農地の荒地化・耕作放棄地化が進行しています。(平成9年(1997年)から平成19年(2007年)の10年間で農地が約100ha減少し、荒地が約9ha増加しています/見沼田圃土地利用現況調査〔平成19年度〕)

農地や緑地の減少・荒れ地とともに、環境の悪化が問題となっています

見沼田圃では、さいたま新都心の開発や首都高速埼玉新都心線の建設等により、特にさいたま新都心の東側地区などにおいて開発圧力が高まりつつあります。また、農地の荒地化や周辺地域の市街化の影響もあり、一部の農地で残土置き場や資材置場など好ましくない利用がされている場所がみられるほか、地区内道路への通過交通の流入やゴミの不法投棄、河川の水質など環境の悪化が問題となっています。

農地や緑地・水辺の環境を守ってきた農家の担い手が減少しています

都市化の進展や社会経済情勢の変化、営農環境の変化等に伴い、農家人口の減少や農業従事者の高齢化、後継者の不足など、農業の担い手の問題が深刻化しています。さらに、現在は営農を行っている農業者の中でも、将来的に農業を継続しないという人や農地以外の土地利用転換を望む人もおり、これまで見沼田圃の農地や緑地・水辺の環境を守ってきた農家の担い手が不足し、農地の減少がさらに進行するおそれがあります。(見沼田圃区域内の土地所有者に対するアンケート調査によると「約半数が農業をやめたい」と回答しています/見沼田圃土地利用現況調査〔平成19年度〕)



(3) 計画策定の背景

これまで「見沼田圃」の保全・再生にあたっては、法規制に基づいた土地利用制限や各種計画による保全施策が推進されてきました

見沼田圃では、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法などの法規制に加えて、平成7年(1995年)に主に治水上の観点から開発抑制策が行われた「見沼三原則」に代わる新たな土地利用の基準として「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」が埼玉県により策定され、見沼田圃の土地利用を「農地、公園、緑地等」としての利用に制限するとともに、平成10年(1998年)より、荒地化の拡大や新たな開発を防止して見沼田圃の保全を図るために、土地の買取りや借受けによる公有地化推進事業が始まりました。

また、国や埼玉県、本市の各種上位関連計画においても、見沼田圃は貴重な緑地・自然環境を保全すべき地域等として位置づけられており、各種計画に基づいて、見沼田圃における農地や緑地等の保全施策が推進されています。

従来の取組だけでは「見沼田圃」の保全・再生が困難になりつつあります

見沼田圃では、これまで主に耕作者・土地所有者による営農努力や、行政による環境保全整備事業等によって、貴重な農地や緑地空間が守られてきましたが、近年、農業従事者の減少・高齢化や後継者不足、輸入農産物の自由化など営農環境の変化により、農地の耕作放棄や荒地化が進行し続けています。また、さいたま新都心の開発や首都高速埼玉新都心線の建設等により、周辺の都市化の進展や開発圧力のさらなる高まりも懸念されています。

したがって、従来の法規制や土地利用制限に基づいた営農活動や環境保全整備事業等の取組だけでは、見沼田圃の農地や緑地の保全が困難になりつつあると言えます。

「見沼田圃」の良好な環境の保全・再生を図るため、新たな取組が必要です

前述したように、「見沼田圃」では、現在の状況のまま何も対策を行わないと、今後、農地の減少・荒地化、緑地の荒廃、水辺環境の悪化、生態系の崩壊等がさらに進行し、貴重な大規模緑地空間としての価値・魅力が低下していくおそれがあります。

そのため、「見沼田圃」の良好な環境の保全・再生を図るため、従来の取組に加えて、新たな取組の展開が必要です。

新たな取組の方向性として、「見沼田圃」を活用しながら保全するという視点が必要です

見沼田圃の大半を占める農地は、法規制や土地利用制限により自由な利用や転用が制限されているため、耕作放棄や荒地など農地の有効活用が図られていません。一方で、見沼田圃は、首都圏に残された貴重な大規模緑地空間であり、周辺市街地における都市化の進展や市民ニーズの多様化等に伴い、農業体験、自然体験、環境学習、歴史教育、散策、レクリエーションなどの場としての活用ニーズが高まっています。

そのため今後、見沼田圃の農地・緑地の保全・再生を図っていくためには、これまでの法規制や土地利用制限に基づいた営農活動や環境保全整備事業等を推進することに加えて、農地や緑地を「活用」しながら保全するという視点も必要であり、見沼田圃を「農業生産の場」として維持することはもちろんのこと、農業を基盤として多様なニーズに対応した活用施策の展開も必要となっています。

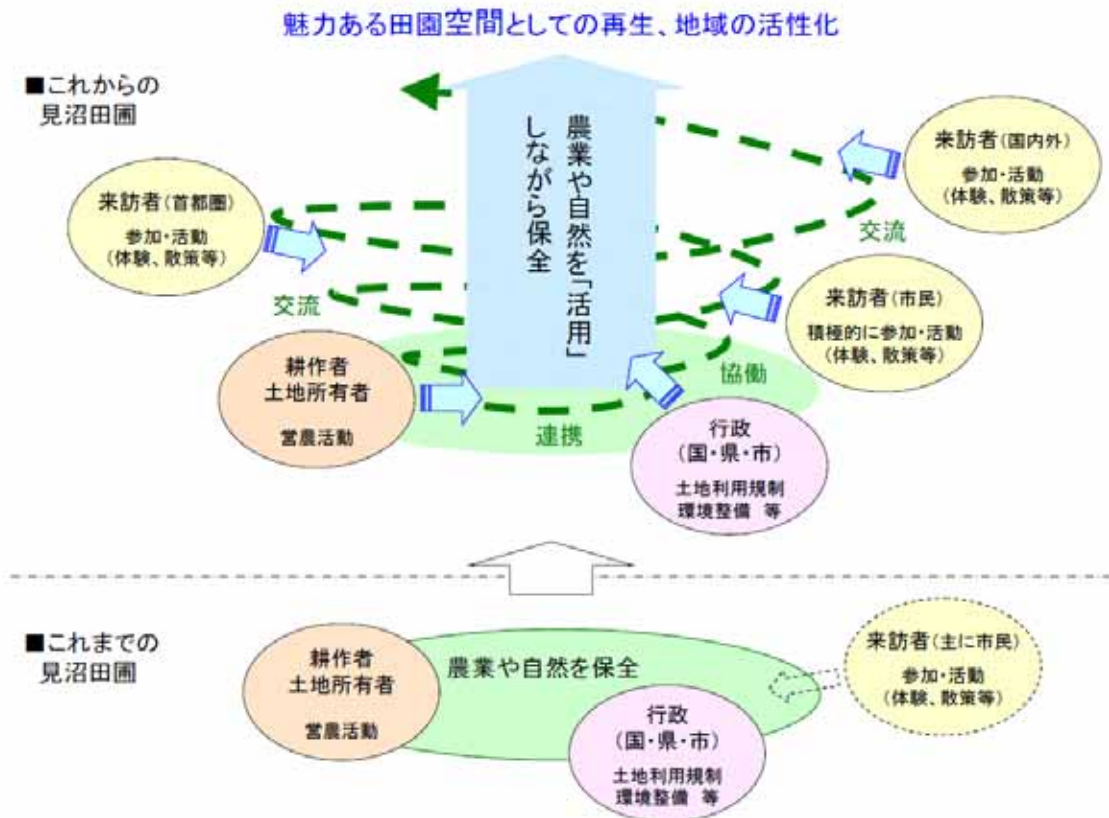
2. 計画の目的

首都圏における貴重な大規模緑地空間である「見沼田圃」を守っていくためには、これまでの土地利用制限に基づいた、耕作者・土地所有者による営農努力や、行政による環境保全整備事業だけでは限界があります。

そのため、見沼田圃の保全・再生に向けた新たな視点として、従来の「保全」という考え方に加えて、さらに「活用することで守る」という考え方も重要となっています。「活用」することにより「保全」のために必要な資金・人材等の手段も確保することができます。

これからの見沼田圃では、この考え方に基づいて、既存の農地や自然環境を「保全」し、「農業生産の場としての農地」を維持することを基本としながら、自然環境の保全や営農活動の継続に支障がない範囲で、農業体験、自然体験、環境学習、歴史教育、散策、レクリエーション等の場として農地や自然環境の「活用」を推進し、耕作者や土地所有者以外の様々な来訪者による参加や活動を促進していきます。見沼田圃の注目度向上や来訪者の増加により、環境保全や援農活動等への参画や、農産物の購入等による農家への経済的効果なども期待でき、見沼田圃の農地・緑地の保全・再生が図られ、耕作者・土地所有者と利用者・来訪者の双方にとって満足度の高い、魅力ある田園空間としての再生、地域の活性化につながります。

この「見沼田圃基本計画」は、これまでの土地利用規制方策や農業振興策の推進を基本としつつ、耕作者・土地所有者、行政、来訪者など、より多くの関係者が積極的に連携・協働・交流を図りながら、農、自然環境、歴史・文化、観光・交流、教育市民活動など、見沼田圃及びその周辺地域の保全、整備及び活用に係る様々な取組を総合的・一体的に推進していくことを目的としています。

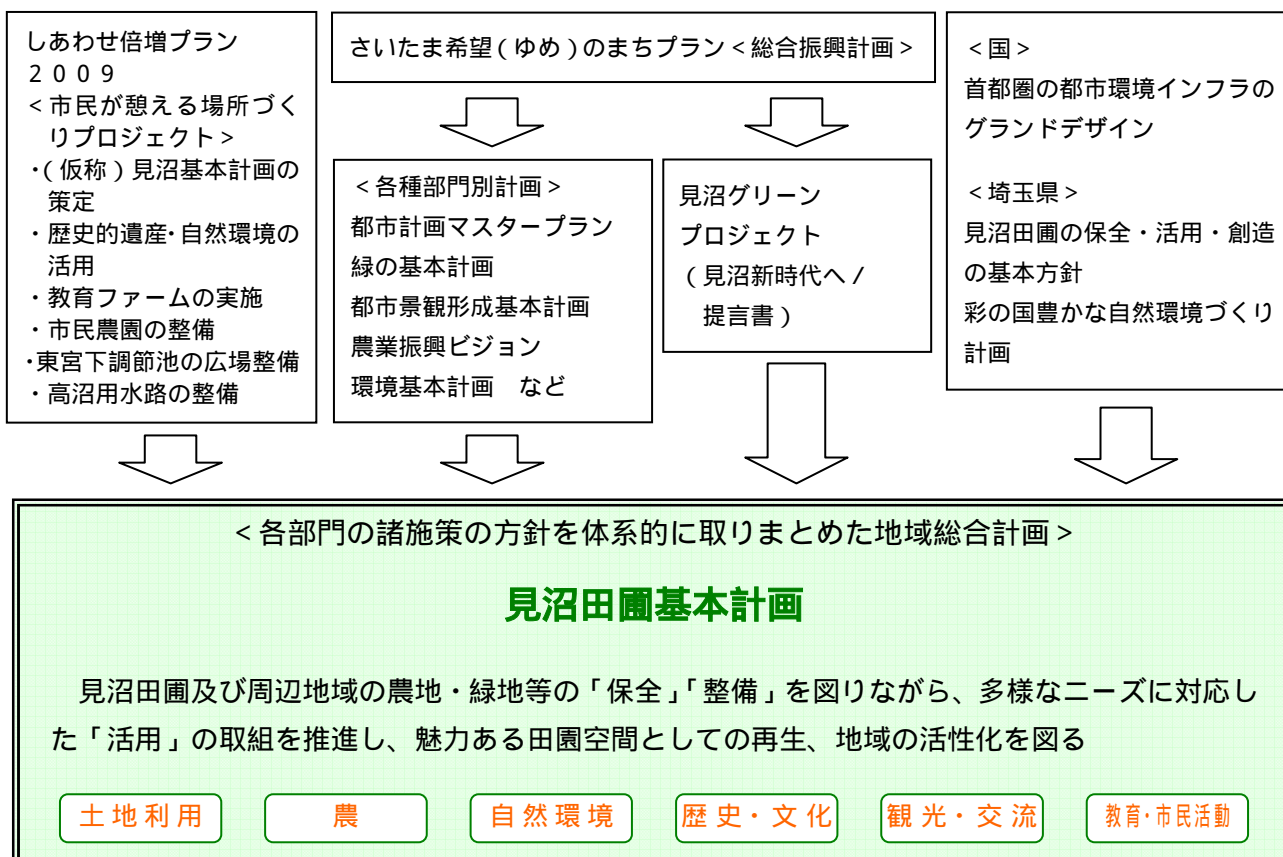


3. 計画の位置づけ

本市では、「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン 総合振興計画 改訂版（平成 18 年 1 月）」及び「同 新実施計画〔改訂版〕 平成 21～25 年度（平成 22 年 3 月）」や、「さいたま 2005 まちプラン さいたま市都市計画マスタープラン（平成 17 年 12 月）」、「さいたま市緑の基本計画 改訂版（平成 19 年 3 月）」、「さいたま市都市景観形成基本計画（平成 19 年 10 月）」、「百万人の農 さいたま市農業振興ビジョン 改訂版（平成 21 年 4 月）」、「さいたま市環境基本計画 改訂版（平成 23 年 3 月）」などの各種上位関連計画において、「見沼田圃」を緑地・農地・水辺等の保全・活用・創造を図る空間等として位置づけており、個別部門ごとに様々な施策が進められてきました。

また、平成 21 年に「しあわせ倍増プラン 2009（平成 21 年 11 月）」を策定し、平成 21 年度から平成 24 年度までに、本市が重点的に取り組むべき施策をまとめました。その中で、「市民が憩える場所づくりプロジェクト」として「（仮称）見沼基本計画の策定」や、「歴史的遺産・自然環境の活用」、「教育ファームの実施」、「市民農園の整備」、「東宮下調節池の広場整備」、「高沼用水路の整備」など見沼田圃に関する様々な取組の総合的な推進を位置づけています。

「見沼田圃基本計画」は、平成 15 年 3 月に「見沼グリーンプロジェクト研究会」より提言された『見沼新時代へ』の内容をふまえ、国・県及び本市の各種上位関連計画における位置づけとの整合を図りながら、土地利用の規制・誘導、農業の振興、自然環境の保全、歴史・文化の保全、観光・交流の促進、教育・市民活動の推進など、見沼田圃及びその周辺地域の保全、整備及び活用に係る各種施策の基本的考え方を定め、今後、講ずべき見沼田圃に関する各部門の諸施策の方針を体系的に取りまとめた「見沼田圃地域の総合計画」として定めるものです。



4 . 計画対象区域

「見沼田圃基本計画」の計画対象区域は次頁に示すとおりであり、埼玉県が定める「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」による土地利用規制区域（見沼田圃エリア）と、その周辺エリアを加えた範囲を計画対象区域とします。

（１）見沼田圃エリア

埼玉県が定める「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」による土地利用規制区域です。土地利用の方向性を明確にし、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図るとともに、自然環境の保全・創造に配慮し、良好な緑地環境の保全を図るエリアとします。

（２）緩衝エリア

見沼田圃エリアの周囲約 100mの範囲を緩衝エリアとし、開発の抑制や緩衝帯となる緑地の保全などにより、見沼田圃と一体となった緑地空間の形成や利活用を図るエリアとします。

斜面林

緩衝エリアに含まれる樹林地を、見沼田圃の保全すべき斜面林として位置づけます。さらに、この範囲に含まれない台地上の屋敷林等の樹林地についても保全を図る対象とします。

見沼代用水

見沼代用水東縁・西縁を区域に含め、見沼田圃の保全・活用・創造のため、地域用水としての保全・活用や、生き物の生息の場としての自然再生、維持管理のあり方について検討します。

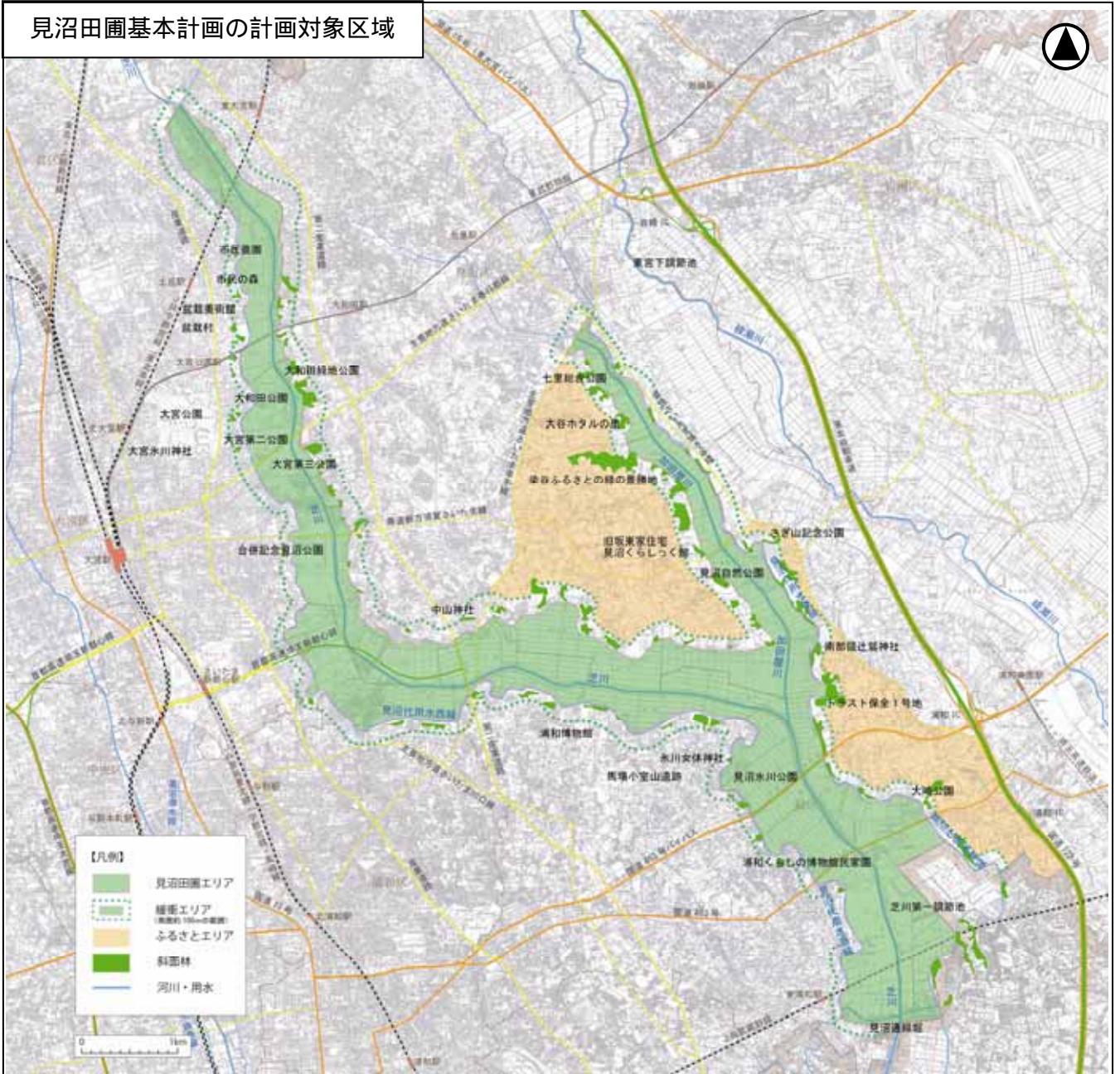
（３）ふるさとエリア

見沼田圃エリアに隣接して農地や斜面林が残っており、良好な緑地空間として保全すべき谷戸を含むエリアです。一部は公園・緑地となっており、見沼田圃と一体となった緑地のネットワークの形成や利活用拠点の整備なども含めて、柔軟に保全・活用を図るエリアとします。

（４）周辺の主要施設

計画策定にあたっては、上記エリア内における保全・活用だけでなく、周辺の公園や自然資源、歴史資源、鉄道駅等との連携・ネットワーク化等についても合わせて検討していきます。

見沼田圃基本計画の計画対象区域



5. 計画策定の流れ

本市では、平成15年（2003年）3月に「見沼グリーンプロジェクト研究会」より提言された『見沼新時代へ』に基づいて、平成15年度以降、「見沼グリーンプロジェクト研究会」を発展的に改組した「見沼グリーンプロジェクト懇話会」における意見を踏まえながら、見沼田圃の保全・活用・創造の実現化方策等に関する検討調査を進めてきました。

「見沼田圃基本計画」は、これまでの検討結果を踏まえて、見沼田圃及びその周辺地域の保全・整備及び活用に係る施策の基本的考え方を定め、今後講ずべき見沼田圃に関する各部門の諸施策の方針を体系的に取りまとめた実効性のある「地域総合計画」として策定するものです。

計画策定にあたっては、市民参加による「見沼田圃のこれからを考えるワークショップ」やパブリックコメントを通じて市民の幅広い意見・アイデア等を反映するとともに、学識経験者や市民代表者等からなる「さいたま市（仮称）見沼基本計画策定協議会」への報告を行い、公正かつ専門的な立場からの評価・意見等の反映を行います。

検討の流れ	市民	協議会等
平成9年度 見沼田圃土地利用構想基礎調査 土地利用現況調査、地区区分、地区別課題		
平成13～14年度 見沼田圃保全・活用・創造方針検討調査 基本理念、基本方針、将来像 セントラルパーク基本構想	提言書 「見沼新時代へ」	見沼グリーンプロジェクト研究会 学識経験者、農業関係者 市民活動団体
平成15年度 見沼田圃実現化方策検討調査 将来像実現に向けた課題、検討事項等	意見	見沼グリーンプロジェクト懇話会 学識経験者、農業関係者 市民活動団体、埼玉県、川口市
平成16年度 見沼田圃保全・活用・創造実現化方策検討調査 水と緑のネットワーク形成策の具体化 市民協働を支えるシステム・制度の構築	意見	
平成17～18年度 見沼田圃における水と緑のネットワーク形成事業検討調査 見沼田圃における水と緑のネットワーク形成事業実現化検討調査 見沼田圃の散歩みちマップ、散歩道整備計画 市民協働のあり方の検討	意見 見沼田圃“わたしの散歩みち”ワークショップ	意見
平成19年度 見沼田圃土地利用現況調査 土地利用の現況・経年変化、土地所有者の意向 アンケート調査、保全利活用施策の検討		
平成20年度 見沼田圃土地利用検討調査 緑地としての保全優先度、計画検討区域の設定 (仮称)見沼基本計画<骨子>	意見	
平成21年度 (仮称)見沼基本計画 原案作成 基本理念・基本方針、分野別施策の方向性、 地区別方針、計画の推進に向けて	意見 見沼田圃のこれから考えるワークショップ	意見
平成22年度 見沼田圃基本計画最終校正・公表	意見 パブリックコメント	見沼田圃基本計画策定協議会 学識経験者、農業関係者 市民代表者、埼玉県、川口市
平成23年度 見沼田圃基本計画のアクションプラン 検討・公表	意見	

6 . 計画の構成・概要

「見沼田圃基本計画」は、以下のような内容で構成しています。

1 . 見沼田圃の現況と課題

見沼田圃の位置づけとして、国・埼玉県・本市の上位関連計画における見沼田圃の位置づけを整理しています。

見沼田圃の現況として、6つの分野（土地利用、自然環境、農、観光・交流、歴史・文化、教育・市民活動）について、それぞれの現状・特徴等を整理しています。

整理した現況をふまえ、6つの分野ごとに、見沼田圃の保全・活用・創造に向けた課題を整理しています。



2 . 計画の基本的な考え方

見沼田圃づくりのテーマ・目標

- ・見沼田圃の課題をふまえ、今後の見沼田圃づくりにおける「テーマ」及び「目標」を示しています。

見沼田圃の将来像

- ・見沼田圃の保全・整備・活用に係る諸施策を一体的に取り組むことによって創出が期待される「見沼田圃の将来の姿」及びその実現に向けた戦略を示しています。
- ・見沼田圃の将来地域構造として、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による骨格形成の考え方を示しています。

見沼田圃づくりの基本方針

- ・見沼田圃の将来像実現に向け、6つの分野（土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動）ごとに諸施策の基本方針を示しています。



3 . 分野別施策

6つ分野別の施策の基本方針に基づいて、分野別（土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動）に、個別施策の具体的な方針・内容等を示しています。



4 . 地区別施策

将来土地利用構成で位置づけたエリア及び軸に基づいて、計画対象区域を10地区に区分し、地区ごとに、地区の現況と課題、地区別方針を示しています。

（エリア）市民の森エリア、大宮公園エリア、新都心東エリア、中部エリア、七里・加田屋エリア
トラスト保全1号地エリア、第1調節池エリア、ふるさとエリア

（軸）見沼代用水西縁・芝川、見沼代用水東縁・加田屋川



5 . 計画の推進に向けて

計画の推進に向けた組織・仕組みづくりとして、市民との協働や庁内体制、進行管理などの考え方を示しています。

特に重点的・優先的に取り組むべき施策（アクションプラン）の策定に向けて、分野別の個別施策について、重点的に検討すべきエリアや役割分担を示しています。

